

一般社団法人 日本性感染症学会 学術奨励賞規約

第1条（目的）

一般社団法人日本性感染症学会（以下「本学会」という）は、学術奨励を目的として、特に本学会の発展および性感染症対策に貢献し得る独創性のある論文を発表した満45歳以下の学会正会員に対して、毎年、日本性感染症学会学術奨励賞（以下「学術奨励賞」という）を授与し、学会発展の推進を図る。

第2条（学術奨励賞の対象）

- ① 日本性感染症学会誌（以下「学会誌」という）に最近1年以内に掲載された論文を対象とする。ここでいう論文とは、投稿規定第2項にいう「原著」に限るものとする。
- ② 学術奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という）が受賞論文を決定する。
- ③ 選考対象となった論文の筆頭著者には、選考対象となる意向の有無を確認するために、所定の書類の提出を求める。

第3条（学術奨励賞の選考）

- ① 学術奨励賞は、理事長が委嘱する選考委員会において、別に定める細則を遵守して、審査決定する。
- ② 選考委員会は、選考委員長、理事長、学会誌編集委員長、該当年度学術大会会長および選考対象論文の内容に基づいて選考委員長が委嘱する若干名の委員で構成する。
- ③ 選考委員長は、適時、選考委員会を開催し、審議事項を理事会に報告しなければならない。
- ④ 該当年度の受賞者は3名以内とする。

細則

1. 学術奨励賞選考に際しては、他の学会で受賞した論文は対象としない。
2. 学術奨励賞は、過去に受賞歴がある者は受賞できない。
3. 選考対象論文の共著者および同一研究グループに所属する者を選考委員には選出しない。したがって、これに該当する事態が生じた場合には、選考委員長の裁断により、選考委員の構成を替えることができる。

附則

1. この学術奨励賞規約は理事会の承認を経て変更することができる。
2. この規約は、2002(平成14)年10月8日から施行する。

改定

2016(平成28)年1月21日
2018(平成30)年11月24日
2019(令和1)年12月1日